

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 239 改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、「中小企業の会計に関する指針」の（以下「中小会計指針」という。）見直しを行い、2021年8月16日に、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表しました。今回は、この中小会計指針の改正内容等をご紹介します。

なお、前述の関係4団体において、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識されており、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとし、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献するために継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。

### 1. 主な改正内容

#### (1) 本文中の西暦表示の併記等

本文中の和暦に西暦を併記するとともに、各計算書類の例示について元号が平成から令和に変更されました。

#### (2) 会社計算規則の改正に伴う「個別注記表」等の見直し

令和2年（2020年）8月12日に公表された会社計算規則の改正に対応し、「個別注記表」の注記項目に「会計上の見積りに関する注記」及び「収益認識に関する注記」を追加しました。

なお、「会計上の見積りに関する注記」は会計監査人設置会社以外の株式会社においては注記を要しないとされています。

また、「収益認識に関する注記」は企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となるとされています。

### 2. 「中小会計指針」の適用対象

中小会計指針の適用対象は、以下を除く株式会社とされています。

#### (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

(2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社

これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類等を作成することから、中小会計指針の適用対象外とされています。

なお、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類等を作成するに当たり、中小会計指針に拠ることが推奨されています。

以上